

四半期報告書

(第90期第1四半期)

自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

株式会社 **アールスティ**

目次

頁

表紙

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第一部 企業情報 | 1 |
| 第1 企業の概況 | 1 |
| 1 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2 事業の内容 | 2 |
| 3 関係会社の状況 | 2 |
| 4 従業員の状況 | 2 |
| 第2 事業の状況 | 3 |
| 1 生産、受注及び販売の状況 | 3 |
| 2 事業等のリスク | 3 |
| 3 経営上の重要な契約等 | 4 |
| 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 4 |
| 第3 設備の状況 | 6 |
| 第4 提出会社の状況 | 7 |
| 1 株式等の状況 | 7 |
| (1) 株式の総数等 | 7 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 7 |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 | 12 |
| (4) ライツプランの内容 | 12 |
| (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 12 |
| (6) 大株主の状況 | 12 |
| (7) 議決権の状況 | 12 |
| 2 株価の推移 | 13 |
| 3 役員の状況 | 13 |
| 第5 経理の状況 | 14 |
| 1 四半期連結財務諸表 | 15 |
| (1) 四半期連結貸借対照表 | 15 |
| (2) 四半期連結損益計算書 | 17 |
| (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 | 18 |
| 2 その他 | 26 |
| 第二部 提出会社の保証会社等の情報 | 27 |

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年8月6日 |
| 【四半期会計期間】 | 第90期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日） |
| 【会社名】 | 株式会社アーレスティ |
| 【英訳名】 | AHRESTY CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 高橋 新 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中野区中央一丁目38番1号 |
| 【電話番号】 | 03（5332）6001（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 古屋 茂 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中野区中央一丁目38番1号 |
| 【電話番号】 | 03（5332）6001（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 古屋 茂 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第89期 第1四半期連結 累計（会計）期間 | 第90期 第1四半期連結 累計（会計）期間 | 第89期 |
|------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日 | 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日 | 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日 |
| 売上高（百万円） | 14,698 | 23,698 | 75,777 |
| 経常利益又は経常損失（△）（百万円） | △1,039 | 994 | 564 |
| 四半期（当期）純利益又は純損失（△） （百万円） | △967 | 733 | △59 |
| 純資産額（百万円） | 34,257 | 35,524 | 35,249 |
| 総資産額（百万円） | 84,581 | 89,991 | 87,977 |
| 1株当たり純資産額（円） | 1,587.67 | 1,646.13 | 1,633.33 |
| 1株当たり四半期（当期）純利益金額 又は純損失金額（△）（円） | △44.89 | 34.06 | △2.77 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円） | — | 33.96 | — |
| 自己資本比率（％） | 40.43 | 39.40 | 39.99 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー （百万円） | 973 | 3,635 | 9,112 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー （百万円） | △3,111 | △1,676 | △10,341 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー （百万円） | 1,225 | △1,400 | △232 |
| 現金及び現金同等物の四半期末（期末） 残高（百万円） | 6,496 | 5,764 | 5,267 |
| 従業員数（人） | 4,032 | 4,767 | 4,473 |

- （注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. △印はマイナスを示しております。
4. 第89期第1四半期連結累計（会計）期間および第89期の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期（当期）純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

| | |
|---------|------------|
| 従業員数（人） | 4,767（236） |
|---------|------------|

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（季節工、パートタイマーを含み、常用パートは除く。）は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

| | |
|---------|---------|
| 従業員数（人） | 994（72） |
|---------|---------|

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（季節工、パートタイマーを含み、常用パートは除く。）は（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) | 前年同四半期比 (%) |
|-------------------|---|-------------|
| ダイカスト事業 日本 (百万円) | 14,494 | — |
| ダイカスト事業 北米 (百万円) | 3,165 | — |
| ダイカスト事業 アジア (百万円) | 2,135 | — |
| アルミニウム事業 (百万円) | 1,190 | — |
| 完成品事業 (百万円) | 15 | — |
| 合計 (百万円) | 21,002 | — |

- (注) 1. 金額は製造原価によっており、セグメント間取引の相殺消去前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社事業の大部分は、顧客からの受注内示に基づいた見込み生産を行い、納入指示日の数日前に確定する受注に基づいて出荷（売上計上）する形態であるため、受注実績の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) | 前年同四半期比 (%) |
|-------------------|---|-------------|
| ダイカスト事業 日本 (百万円) | 16,446 | — |
| ダイカスト事業 北米 (百万円) | 3,616 | — |
| ダイカスト事業 アジア (百万円) | 2,332 | — |
| アルミニウム事業 (百万円) | 945 | — |
| 完成品事業 (百万円) | 358 | — |
| 合計 (百万円) | 23,698 | — |

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 前第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) | | 当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) | |
|------------|---|--------|---|--------|
| | 金額 (百万円) | 割合 (%) | 金額 (百万円) | 割合 (%) |
| 富士重工業株式会社 | 1,882 | 12.8 | 3,584 | 15.1 |
| 本田技研工業株式会社 | 1,951 | 13.3 | 2,860 | 12.1 |

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、中国を中心としたアジア向け輸出が引き続き好調であることに加え、鉱工業生産の増加等により回復基調となりました。雇用状況は依然として厳しい状況にあるものの、個人消費に関しては政府による経済対策の効果により底堅い動きが続いております。これらの影響を受けて、企業収益は改善傾向にあり、設備投資も下げ止まりの動きをみせております。

海外においては、米国では失業率の高止まりや個人消費の伸びの鈍化等のリスクがあるものの、景気は緩やかな回復基調となりました。中国及びインドでは内需を中心に景気拡大の動きがみられました。

このような環境の中で、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高23,698百万円（前年同四半期比61.2%増）、営業利益962百万円（前年同四半期は営業損失1,021百万円）、経常利益994百万円（前年同四半期は経常損失1,039百万円）、四半期純利益733百万円（前年同四半期は四半期純損失967百万円）と増収増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① ダイカスト事業 日本

国内では、主要顧客である自動車業界において、エコカー減税・補助金の政策効果等により需要を底上げしている状況が続き、輸出に関しても新興国向けだけでなく北米向けが回復したことにより好調に推移しました。これらの影響を受け、当社においても受注が増加し、売上高は16,446百万円となりました。収益面においては、増収・増産効果に加え、前年度からの収益改善活動を推し進めたこと等により、セグメント利益は495百万円となりました。

② ダイカスト事業 北米

北米では、自動車販売が回復基調にある中で既存顧客からの受注も回復しつつあり、メキシコでの新規顧客への部品供給も始まったことにより、売上高は3,616百万円となりました。収益面においては、増収・増産効果、原価低減活動や経費削減等を推し進めたことにより、セグメント利益は301百万円となりました。

③ ダイカスト事業 アジア

中国では、政府の購入支援策等により主要顧客である自動車メーカーの販売が好調であったことから、当社においても受注が高水準で推移しました。インドでも同様に受注が増加したことに加え、新規顧客への部品供給も始まったことにより、売上高は2,332百万円となりました。収益面においては、主に増収・増産効果により、セグメント利益は183百万円となりました。

④ アルミニウム事業

アルミニウム事業においては、二次合金地金の出荷量が前年同四半期比で22.9%増となり、売上高は945百万円となりました。収益面においては、販売重量がピーク時と比べ依然7割程度の低水準であることや原材料高の影響があったものの、労務費削減等による製造原価低減を継続した結果、セグメント利益は8百万円となりました。

⑤ 完成品事業

完成品事業においては、主要販売先である半導体関連企業の設備投資抑制が底を打ち回復基調に転じたものの、依然として低水準で推移したことにより、売上高は358百万円となりました。収益面においては販売経費を圧縮したものの、売上高の回復が思わしくないことからセグメント損失は11百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ497百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末には5,764百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、前第1四半期連結会計期間と比較して2,662百万円増加して3,635百万円となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益912百万円、減価償却費2,186百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前第1四半期連結会計期間と比較して1,434百万円減少して1,676百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出1,603百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、前第1四半期連結会計期間と比較して2,626百万円増加して1,400百万円となりました。これは主に借入金など有利子負債の減少1,303百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当社グループの研究開発活動は、顧客ニーズの一步先をゆく企業を目指して、主にダイカスト事業で当社技術部が推進しております。

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は、224百万円（前年同四半期比0.2%増）であります。

当第1四半期連結会計期間における研究の主要課題は、次のとおりであります。

市場分析に基づく提案型製品開発の活動として、当社東松山工場に設置したN I 鑄造機を用いた足回り部品の量産フォロー、プロセス改善及び新規製品開発を行っております。さらに電気自動車、プラグインハイブリッド車、次世代ディーゼル車をターゲットにした製品の開発を進めております。

また、新しい需要創出につながる技術開発の活動として、車体骨格部品、シャーシ部品のアルミダイカスト化に取り組んでおり、車両全体の軽量化に貢献することにより、地球環境保護につながる活動を行っております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画していた重要な設備計画のうち、当第1四半期連結会計期間において完了したものは、次のとおりであります。

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメントの名称 | 設備の内容 | 完了年月 |
|-------------------------------|-----------------|------------|----------------------------------|---------|
| アーレスティメヒカーナ S. A. de C. V. | (メキシコ合衆国サカテカス州) | ダイカスト事業 北米 | 機械加工設備（2ライン）新設 ダイカストマシン（1台）新設 | 平成22年3月 |

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数（株） |
|------|-------------|
| 普通株式 | 60,000,000 |
| 計 | 60,000,000 |

②【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成22年6月30日） | 提出日現在発行数（株） （平成22年8月6日） | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|--|----------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 21,778,220 | 21,778,220 | 東京証券取引所 市場第二部 | 株主としての権利内容 に制限のない、標準と なる株式であり、単元 株式数は100株であり ます。 |
| 計 | 21,778,220 | 21,778,220 | — | — |

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成18年11月15日取締役会決議

| | 第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日） |
|--|---------------------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 66 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 6,600 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1株当たり1 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成18年12月1日 至 平成48年11月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 3,419 資本組入額 1,710（注）1 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）2 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要 するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）3 |

（注）1. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2. (1) 新株予約権者は、平成18年12月1日から平成48年11月30日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成47年11月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成47年12月1日から平成48年11月30日まで
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

3. 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

② 平成19年7月26日取締役会決議

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|-----------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 101 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 10,100 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成19年8月11日 至 平成49年8月10日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,220 資本組入額 1,110(注)1 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)3 |

(注) 1. 前記①の(注)1に同じ。

2. (1) 新株予約権者は、平成19年8月11日から平成49年8月10日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成48年8月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成48年8月11日から平成49年8月10日まで
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

3. 前記①の(注)3に同じ。

③ 平成20年7月25日取締役会決議

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|-----------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 240 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 24,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成20年8月19日 至 平成50年8月18日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 573 資本組入額 287(注)1 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)3 |

(注) 1. 前記①の(注)1に同じ。

2. (1) 新株予約権者は、平成20年8月19日から平成50年8月18日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成49年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成49年8月19日から平成50年8月18日まで
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

3. 前記①の(注)3に同じ。

④ 平成21年7月24日取締役会決議

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|-----------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 240 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 24,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成21年8月18日 至 平成51年8月17日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 370 資本組入額 185(注)1 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)3 |

(注) 1. 前記①の(注)1に同じ。

2. (1) 新株予約権者は、平成21年8月18日から平成51年8月17日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ① 新株予約権者が平成50年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成50年8月18日から平成51年8月17日まで
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

3. 前記①の(注)3に同じ。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金残高 (百万円) |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|------------------|
| 平成22年4月1日～ 平成22年6月30日 | — | 21,778 | — | 5,117 | — | 8,177 |

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

| 区分 | 株式数 (株) | 議決権の数 (個) | 内容 |
|-----------------|-----------------|-----------|--------------------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式 (自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式 (その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式 (自己株式等) | 普通株式 238,200 | — | 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 |
| 完全議決権株式 (その他) | 普通株式 21,489,000 | 214,880 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 51,020 | — | 同上 |
| 発行済株式総数 | 21,778,220 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 214,880 | — |

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄の普通株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が1,000株 (議決権10個) および証券保管振替機構名義の株式が100株 (議決権1個) 含まれております。なお、「議決権の数」欄には、実質的に所有していない株式に係る議決権の数10個が含まれておらず、同機構名義の株式に係る議決権の数1個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

| 所有者の氏名又は 名称 | 所有者の住所 | 自己名義所 有株式数 (株) | 他人名義所 有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%) |
|-------------------|----------------|----------------------|----------------------|---------------------|---------------------------------|
| (自己株式) ㈱アーレスティ | 東京都中野区中央1-38-1 | 238,200 | — | 238,200 | 1.1 |
| 計 | — | 238,200 | — | 238,200 | 1.1 |

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が1,000株あり、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」欄に含めておりますが、「議決権の数」欄には含めておりません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成22年4月 | 5月 | 6月 |
|-------|---------|-------|-----|
| 最高（円） | 1,185 | 1,110 | 985 |
| 最低（円） | 914 | 824 | 787 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|---------------|-------------------------------|--|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 5,764 | 5,267 |
| 受取手形及び売掛金 | 21,362 | 20,246 |
| 商品及び製品 | 2,064 | 1,732 |
| 仕掛品 | 2,935 | 2,792 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,711 | 2,353 |
| その他 | 2,202 | 2,083 |
| 貸倒引当金 | △3 | △3 |
| 流動資産合計 | 37,037 | 34,472 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | 9,901 | 10,047 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | 21,259 | 20,714 |
| 土地 | 5,789 | 5,803 |
| 建設仮勘定 | 6,012 | 6,098 |
| その他（純額） | 3,559 | 3,564 |
| 有形固定資産合計 | * 46,523 | * 46,228 |
| 無形固定資産 | 599 | 620 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 5,345 | 6,131 |
| その他 | 487 | 526 |
| 貸倒引当金 | △2 | △2 |
| 投資その他の資産合計 | 5,831 | 6,656 |
| 資産合計 | 89,991 | 87,977 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 16,725 | 15,059 |
| 短期借入金 | 3,315 | 2,942 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 6,000 | 6,045 |
| 未払法人税等 | 188 | 98 |
| 賞与引当金 | 1,848 | 1,147 |
| 役員賞与引当金 | — | 1 |
| その他 | 5,384 | 4,356 |
| 流動負債合計 | 33,463 | 29,650 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 13,757 | 15,424 |
| 退職給付引当金 | 3,513 | 3,485 |
| 役員退職慰労引当金 | 122 | 122 |
| 負ののれん | 137 | 165 |
| その他 | 3,472 | 3,879 |
| 固定負債合計 | 21,003 | 23,077 |
| 負債合計 | 54,466 | 52,728 |

(単位：百万円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|--------------|-------------------------------|--|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 5,117 | 5,117 |
| 資本剰余金 | 8,363 | 8,363 |
| 利益剰余金 | 24,324 | 23,698 |
| 自己株式 | △358 | △358 |
| 株主資本合計 | 37,448 | 36,822 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,288 | 1,795 |
| 為替換算調整勘定 | △3,279 | △3,435 |
| 評価・換算差額等合計 | △1,990 | △1,640 |
| 新株予約権 | 67 | 67 |
| 純資産合計 | 35,524 | 35,249 |
| 負債純資産合計 | 89,991 | 87,977 |

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|-------------------------------|---|---|
| 売上高 | 14,698 | 23,698 |
| 売上原価 | 13,755 | 20,523 |
| 売上総利益 | 943 | 3,175 |
| 販売費及び一般管理費 | * 1,965 | * 2,212 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △1,021 | 962 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2 | 1 |
| 受取配当金 | 29 | 30 |
| 負ののれん償却額 | 75 | 27 |
| 為替差益 | — | 59 |
| その他 | 47 | 68 |
| 営業外収益合計 | 155 | 189 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 111 | 144 |
| 為替差損 | 43 | — |
| その他 | 17 | 12 |
| 営業外費用合計 | 172 | 157 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △1,039 | 994 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | — |
| 投資有価証券売却益 | — | 0 |
| 貸倒引当金戻入額 | 2 | — |
| 特別利益合計 | 2 | 0 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 8 | 32 |
| 損害賠償金 | 26 | — |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | — | 48 |
| その他 | 0 | — |
| 特別損失合計 | 35 | 81 |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△) | △1,072 | 912 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 37 | 212 |
| 法人税等調整額 | △142 | △33 |
| 法人税等合計 | △105 | 179 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | — | 733 |
| 四半期純利益又は四半期純損失(△) | △967 | 733 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) |
|-------------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△) | △1,072 | 912 |
| 減価償却費 | 2,450 | 2,186 |
| のれん償却額 | 33 | — |
| 負ののれん償却額 | △75 | △27 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | △1 | 0 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | 556 | 700 |
| 役員賞与引当金の増減額(△は減少) | △2 | △1 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | 69 | 28 |
| 前払年金費用の増減額(△は増加) | 10 | 13 |
| 受取利息及び受取配当金 | △31 | △32 |
| 支払利息 | 111 | 144 |
| 有形固定資産除売却損益(△は益) | 8 | 32 |
| 売上債権の増減額(△は増加) | 3,295 | △1,050 |
| たな卸資産の増減額(△は増加) | 130 | △827 |
| 仕入債務の増減額(△は減少) | △3,680 | 1,591 |
| 未払金の増減額(△は減少) | △589 | △70 |
| 未払消費税等の増減額(△は減少) | 149 | 26 |
| その他 | 250 | 201 |
| 小計 | 1,611 | 3,829 |
| 利息及び配当金の受取額 | 31 | 32 |
| 利息の支払額 | △95 | △128 |
| 法人税等の支払額 | △233 | △99 |
| 法人税等の還付額 | 9 | 1 |
| 特別退職金の支払額 | △298 | — |
| 損害賠償金の支払額 | △52 | — |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 973 | 3,635 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | △30 | — |
| 投資有価証券の取得による支出 | △5 | △79 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △3,049 | △1,603 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 0 | 0 |
| 貸付けによる支出 | △3 | — |
| 貸付金の回収による収入 | 0 | 0 |
| その他 | △22 | 5 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △3,111 | △1,676 |

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) |
|----------------------|---|---|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入れによる収入 | 4,145 | 5,089 |
| 短期借入金の返済による支出 | △3,604 | △4,739 |
| 長期借入れによる収入 | 2,451 | — |
| 長期借入金の返済による支出 | △1,758 | △1,653 |
| 自己株式の取得による支出 | △0 | △0 |
| 配当金の支払額 | △0 | △89 |
| その他 | △8 | △6 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 1,225 | △1,400 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 133 | △61 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | △778 | 497 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 7,274 | 5,267 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | ※ 6,496 | ※ 5,764 |

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| | |
|-----------------|---|
| | 当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) |
| 会計処理基準に関する事項の変更 | 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益に与える影響はなく、税金等調整前四半期純利益は48百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は48百万円であります。 |

【表示方法の変更】

| | |
|--------------|--|
| | 当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) |
| (四半期連結損益計算書) | 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 |

【簡便な会計処理】

| | |
|-------------------------------|--|
| | 当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) |
| 1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法 | 当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率が、前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において算定した貸倒実績率を使用して一般債権の貸倒見積高を算定する方法によっております。 |
| 2. 棚卸資産の評価方法 | 当第1四半期連結会計期間末における棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎とした合理的な方法によっております。 |
| 3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 | 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| | |
|--|--|
| 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) |
| ※ 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額は、84,052百万円であります。 | ※ 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額は、82,734百万円であります。 |

(四半期連結損益計算書関係)

| | |
|---|---|
| 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
| ※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 | ※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 |
| 運搬費 362百万円 | 運搬費 475百万円 |
| 給料及び賞与 464 | 給料及び賞与 517 |
| 退職給付費用 60 | 退職給付費用 61 |
| 賞与引当金繰入額 101 | 賞与引当金繰入額 143 |
| 減価償却費 36 | 減価償却費 30 |
| 研究開発費 223 | 研究開発費 224 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| | |
|---|---|
| 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
| ※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (百万円) | ※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (百万円) |
| 現金及び預金勘定 6,696 | 現金及び預金勘定 5,764 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 △200 | 現金及び現金同等物 5,764 |
| 現金及び現金同等物 6,496 | |

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,778,220株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 238,307株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 67百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|-----------|-------|
| 平成22年5月13日 取締役会決議 | 普通株式 | 107 | 5 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月8日 | 利益剰余金 |

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

| | ダイカスト事業 (百万円) | アルミニウム事業 (百万円) | 完成品事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---------------------------|------------------|-------------------|----------------|------------|-----------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 13,987 | 440 | 270 | 14,698 | — | 14,698 |
| (2) セグメント間の内部売上高 又は振替高 | 1 | 396 | — | 397 | (397) | — |
| 計 | 13,989 | 836 | 270 | 15,096 | (397) | 14,698 |
| 営業損失(△) | △896 | △81 | △44 | △1,022 | 1 | △1,021 |

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各区分に属する主要な製品

| 事業区分 | 主要製品 |
|----------|--------------------------|
| ダイカスト事業 | 車両部品、汎用エンジン部品、産業機械部品、金型等 |
| アルミニウム事業 | アルミニウム合金地金 |
| 完成品事業 | 建築用床材 |

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

| | 日本 (百万円) | 北米 (百万円) | その他の地域 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---------------------------|-------------|-------------|-----------------|------------|-----------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 11,720 | 2,065 | 912 | 14,698 | — | 14,698 |
| (2) セグメント間の内部売上高 又は振替高 | 297 | — | 97 | 395 | (395) | — |
| 計 | 12,018 | 2,065 | 1,009 | 15,093 | (395) | 14,698 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △1,037 | △17 | 23 | △1,032 | 10 | △1,021 |

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

北米 ……米国、メキシコ

その他の地域 ……中国、台湾、タイ、インド

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

| | 北米 | その他の地域 | 計 |
|------------------------------|-------|--------|--------|
| I 海外売上高 (百万円) | 2,073 | 920 | 2,994 |
| II 連結売上高 (百万円) | | | 14,698 |
| III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%) | 14.1 | 6.3 | 20.4 |

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

北米 ……米国、メキシコ

その他の地域 ……欧州、アジア

3. 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社ではダイカスト事業、アルミニウム事業、完成品事業を営んでおります。

また、ダイカスト事業においては日本、北米、アジアの地域別に包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、「ダイカスト事業 日本」、「ダイカスト事業 北米」、「ダイカスト事業 アジア」、「アルミニウム事業」、「完成品事業」の5つを報告セグメントとしております。

「ダイカスト事業」については、日本、北米、アジア共に車両部品、汎用エンジン部品、産業機械部品、金型等の製造・販売を行っております。「アルミニウム事業」については、アルミニウム合金地金の精製・販売を行っております。「完成品事業」については、建築用床材の販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | | 合計 |
|-------------------|---------|-------|-------|----------|-------|--------|
| | ダイカスト事業 | | | アルミニウム事業 | 完成品事業 | |
| | 日本 | 北米 | アジア | | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 16,446 | 3,616 | 2,332 | 945 | 358 | 23,698 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 436 | 4 | 81 | 654 | — | 1,176 |
| 計 | 16,882 | 3,621 | 2,413 | 1,599 | 358 | 24,875 |
| セグメント利益又は損失(△) | 495 | 301 | 183 | 8 | △11 | 977 |

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

| 利益 | 金額 |
|-----------------|-----|
| 報告セグメント計 | 977 |
| セグメント間取引消去 | △14 |
| 四半期連結損益計算書の営業利益 | 962 |

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

| 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) |
|-------------------------------|--------------------------|
| 1株当たり純資産額 1,646.13 円 | 1株当たり純資産額 1,633.33 円 |

2. 1株当たり四半期純利益金額等

| 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|--|---|
| 1株当たり四半期純損失金額 44.89 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。 | 1株当たり四半期純利益金額 34.06 円 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 33.96 円 |

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|---|---|---|
| 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 | | |
| 四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円) | △967 | 733 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — | — |
| 普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円) | △967 | 733 |
| 期中平均株式数(株) | 21,540,416 | 21,539,947 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | — | — |
| 普通株式増加数(株) | — | 64,636 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | — | — |

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)

(ストック・オプションの付与)

当社は、平成22年7月12日開催の取締役会において、取締役及び監査役の株価上昇に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を目的として、会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項に従い、当社取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）に対する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議し、平成22年7月28日に募集新株予約権の総数を確定しました。概要は以下のとおりです。

1. 募集新株予約権の名称
株式会社アーレスティ 平成22年度新株予約権
2. 募集新株予約権の総数
240個（うち取締役（社外取締役を除く。）200個、監査役（社外監査役を除く。）40個）。
3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数
募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。
4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けられることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
5. 募集新株予約権を行使することができる期間
平成22年7月29日から平成52年7月28日まで
6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限
譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
8. その他の募集新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、上記5.の期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者は、新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
 - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
 - (4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
9. 募集新株予約権の払込金額
募集新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。
10. 募集新株予約権を割り当てる日
平成22年7月28日
11. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)

(国内生産体制の再編)

当社は、平成22年8月5日開催の取締役会において、当社の国内生産体制を再編する方針を決議いたしました。

1. 概要及び理由

国内においては少子高齢化等に伴う国内自動車需要の減少及びグローバル自動車需要に応じた現地生産の増加等により中長期的なダイカスト需要は減少することが予想される一方、海外においては新興国を中心に増大することが予想されます。

このような環境下、海外生産能力の拡充に国内で余剰となる生産能力を充当するとともに、国内需要に見合った国内生産体制に再編し、グローバルでの生産効率を高め競争力を強化することにより更なる業績向上を図ることを目的として、浜松工場と豊橋工場を統合し東海工場（仮称）として集約・再編する方針を決定いたしました。

2. 内容及び実施時期

①概略日程

両工場の再編に当たっては、工場立地条件等を勘案し当社テクニカルセンターが近接する豊橋工場を母体とした東海工場（仮称）として2013年3月を目処に再編いたします。

②再編費用

工場増改築等の再編費用は、浜松工場跡地の売却により充当する予定であります。

③従業員

従業員は、当社グループ全体で雇用を維持することを基本といたします。

3. 営業活動等に及ぼす重要な影響

営業活動への重要な影響は見込んでおりません。

2【その他】

平成22年5月13日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………107百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成22年6月8日

(注) 平成22年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

株式会社 アーレスティ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下条 修司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーレスティの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーレスティ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月6日

株式会社 アーレスティ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下条 修司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーレスティの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーレスティ及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。